

目 次

津市告示

介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の廃止

国民健康保険被保険者証の無効告示

公示送達

公示送達

介護保険法に基づく居宅介護支援事業者の指定

津市公告

津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業の事業計画の変更に係る縦覧

市有財産売却に係る一般競争入札の執行

犬の抑留

市有財産貸付けに係る一般競争入札の執行

津市モーターボート競走場内自動販売機設置場所の貸付けに係る条件付一般競争入札の執行

津市上下水道事業公告

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市教育委員会規則

津市旧学校施設の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市選挙管理委員会告示

津市議会議員選挙の選挙期日について

津市議会議員選挙における期日前投票所について

津市議会議員選挙における期日前投票所の開閉時間について

津市議会議員選挙における期日前投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について

津市議会議員選挙における選挙会の場所及び日時について

津市議会議員選挙における開票事務と選挙会事務の合同について

津市議会議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額について

津市議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者の選任について

津市議会議員選挙における投票管理者の選任について

津市議会議員選挙における投票管理者の選任について

津市議会議員選挙における投票管理者の職務を代理すべき者の選任について

津市議会議員選挙における当選人について

津市農業委員会公告

土地改良事業参加資格の申出承認

津市議会議員選挙選挙長告示

津市議会議員選挙における選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時について

津市議会議員選挙における候補者について

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第8号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業の廃止に係る届出がされたので、介護保険法第85条第2号の規定により告示する。

令和4年1月20日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
株式会社ライフ・テクノサービス
- 2 事業所の名称
憩いの里津ケアホーム 居宅介護支援事業所
- 3 事業所の所在地
津市一身田平野726番地3
- 4 廃止年月日
令和4年1月31日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

津市告示第9号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

令和4年1月21日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
6117019	令和3年10月1日	令和3年12月1日

津市告示第10号

下記の者の国民健康保険料督促状は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和4年1月21日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
津市半田874番地5	向井 貴光	令和2年度国民健康保険料督促状第7期から第9期まで及び令和3年度国民健康保険料督促状第5期

津市告示第12号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、介護保険法第85条第1号の規定により告示する。

令和4年1月31日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
合同会社咲樂
- 2 事業所の名称
居宅介護支援事業所 さくら
- 3 事業所の所在地
津市一身田大古曾306番地
- 4 指定年月日
令和4年3月1日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

津市公告第5号

津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業に係る変更事業計画を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第1項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により次のとおり公告します。

なお、当該変更事業計画（都市計画で定められた事項を除きます。）について意見のある利害関係者は、次の申出の期限までに三重県知事に意見書を提出することができます。

令和4年1月17日

津市長 前 葉 泰 幸

1 縦覧期間

令和4年1月19日から令和4年2月1日まで

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

3 縦覧場所

津市上浜町一丁目39番地2

津市都市計画部津駅前北部土地区画整理事務所

4 申出の期限

令和4年2月15日まで

5 意見書提出場所

津市広明町13番地

三重県県土整備部都市政策課

津市公告第6号

次のとおり一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和4年1月20日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名 令和3年度第4回津市公有財産売却

(2) 物件の概要

物件番号 (区分番号)	所在及び地番	地目	地積	備考
1	津市垂水字上 屋敷 1203 番	宅地	1066.94 m ²	市街化区域 第一種低層住居専用地 域 共同住宅3棟（いずれ も昭和41年築コンク リートブロック造陸屋 根平家建で3戸。床 面積はそれぞれ 115.66 m ² 、106.89 m ² 及び107.93 m ² ） あり
	津市垂水字上 屋敷 1203 番 1	宅地	0.97 m ²	
2	津市雲出伊倉 津町字二十二 割 1473 番 3	宅地	1435.12 m ²	市街化区域 第一種住居地域
3	津市白山町中 ノ村字くぐり や 298 番 3	宅地	309.77 m ²	都市計画区域外 車庫（昭和59年築鉄 骨造鋼板ぶき平家建。 床面積66.78 m ² ）
4	津市白山町南 家城字浦ノ田 763 番 7	宅地	149.97 m ²	都市計画区域外

(3) 物件に関する事項

入札参加者は、次に掲げる物件に関する事項いずれについても、十分に理解し、了承しているものとします。

ア 各物件共通

- (ア) いずれの物件についても、現状での引渡しとなります。現状とは、土地、建物、工作物、構築物、残置物、立木、擁壁等を含め物件の現在における状況の姿のままを意味し、老朽化や損傷等の不具合がある場合や第三者が所有する建物、工作物、立木等が越境又は占有している場合であっても、そのまま引き渡しを行います。
- (イ) いずれの物件についても、特段の記載事項がない限り、地中埋設物、土壌汚染等の有無に係る調査は実施しておらず、現在本市においてこれらの存在を認知していません。購入後にこれらが判明又は発生した場合でも、本市は責任を負わず、売買代金の減額には応じず、また、

撤去、回復等に要する費用、損害賠償等の一切を負担しません。

イ 物件番号 1

- (ア) 土地及び建物を一体として売却します。土地には、市営住宅の用に供していた建物（増築部分あり）が3棟あります。
- (イ) 建物は、耐震性能が不足する可能性があるため、購入者の判断において必要に応じ耐震診断調査及び耐震補強工事を実施してください。
- (ウ) 土地上の立木、残存する建物基礎、屋外灯といった工作物のほか、廃材、ガラス板等の残置物についても物件に含まれます。ただし、フェンスについては、物件に含まれず、引渡しを行うまでに本市において撤去を行います。
- (エ) 土地北側には、仕切弁が設置されています。
- (オ) 土地西側の隣接土地上の建物の庇、コンクリートブロック塀、立木の枝等が土地境界を数センチメートル越境しています。
- (カ) 土地北側一箇所及び土地東側二箇所に設けられているごみ集積ボックスについては、売買契約後、その取扱いについて自治会と協議を行ってください。
- (キ) 土地西側（通路状の部分）には、水道管及び雨水管が埋設されており、西側隣接土地に埋設されている水道管及び雨水管と物理的に一体となっています。ただし、当該水道管及び雨水管は、いずれも現在使用されておらず、買受人の負担において、物件に埋設されている部分を収去することは差し支えありません。

ウ 物件番号 2

- (ア) 土地西側及び北側部分の土留めコンクリートや石積みといった土地に附帯する工作物も物件に含まれます。
- (イ) 土地の東側は、暗渠化された水路及び水路管理用通路となっています。

エ 物件番号 3

- (ア) 土地及び建物を一体として売却します。土地には、消防団詰所及び車庫の用に供していた建物があります。
- (イ) 建物は、耐震性能が不足する可能性があるため、購入者の判断において必要に応じ耐震診断調査及び耐震補強工事を実施してください。
- (ウ) 土地上のホース乾燥塔、フェンスといった工作物のほか、廃材等の残置物についても物件に含まれます。

- (エ) 土地南東端には、電力会社の設置している電力柱があります。
- (オ) 物件及び物件東側に隣接する土地（津市白山町中ノ村字くぐ里や298番4）の土地境界上に、塀やフェンスといった工作物はなく、これら2筆の土地は一体的に舗装されていますが、この物件東側に隣接する土地は、ごみ集積場の用に供している津市所有土地であって、売却対象ではありません。
- (カ) 令和3年8月に分筆を行っており、登記所に地図（公図）及び地積測量図が備え付けられています。

オ 物件番号4

- (ア) 土地上の土留めに用いている石やプラスチック製コンポストといった土地の付帯物も物件に含まれます。
- (イ) 土地は、公道に接しておらず、土地西側の県道（主要地方道松阪青山線）から三重県所有土地及び白山町土地改良区管理土地（水路を含みます。）を経由して土地に進入することができます。ただし、これらの土地の通行に当たっては、三重県及び白山町土地改良区に対し、それぞれ通行に係る手続を行う必要があるほか、通行に係る対価を相手方から求められる可能性があります。
- (ウ) 土地西側の水路には、幅員約5メートルのコンクリート橋が架かっています。

なお、当該橋の所有者、設置時期、設置の経緯等の詳細は不明です。

- (エ) 土地南側には、電力会社の設置している電力柱があります。
- (オ) 登記所に公図及び平成3年10月作製の地積測量図が備え付けられています。ただし、現地で境界標を確認することができません。

2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、個人及び法人とします。ただし、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する者は、入札に参加できません。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含みます。以下同じ。）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職及び特別職（同条第3項第1号及び第2号に該当する者に限ります。）に属する津市職員である者

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (4) 本市が定める津市インターネット公有財産売却ガイドライン及びK S I 官公庁オークション（紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システムをいい、以下「売却システム」といいます。）に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者（以下「暴力団員」といいます。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (6) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）と認められる者
- (7) 経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者
- (8) 反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められる者
- (9) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (10) 反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (11) 法人でその役員等（非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいいます。以下同じ。）のうちに第5号、第6号及び第8号から前号までのいずれかに該当する者があるもの
- (12) 物件を次の用途に供しようとする者
 - ア 反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点
 - イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第4条第1項に規定する無差別大量殺人行為に係る用途（以下「無差別大量殺人行為に係る用途」といいます。）
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用途（以下「風俗営業等」といいます。）
- (13) 20歳未満の者
- (14) 日本語が理解できない者

(15) 日本国内に住所及び連絡先がない者

3 入札参加申込み

(1) 入札参加仮申込手続

ア 手続の内容 売却システムで入札参加の操作を行ってください。操作後、登録アドレス宛てに手続が完了した旨の電子メールが届きます。

イ 手続期間 令和4年1月20日（木）午後1時から同年2月8日（火）午後2時まで

(2) 入札参加申込手続（本申込）

ア 手続の内容 仮申込みを行った後、(3)のとおり必要書類を本市に提出するほか、(4)のとおり入札保証金を納付してください。本市の確認後、登録アドレス宛てに手続が完了した旨の電子メールが届きます。

イ 手続期限 令和4年2月17日（木）午後2時

(3) 必要書類の提出

ア 津市公有財産売却入札等参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下「申込書」といいます。）

イ 住民票の写し（法人の場合は、商業登記簿謄本）

ウ 印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）

エ 市町村税完納証明書

完納証明書を発行していない市区町村の場合は、以下の証明書で該当する全てのものについて、それぞれ直近2年度分を提出してください。

(ア) 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書

(イ) 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書

(ウ) 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書

オ 代理人を選任する場合は、委任状

カ 一つの不動産を複数の者で共有する目的で入札に参加する場合（共同入札する場合）は、共同入札等申出書

※ 提出先は、〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 津市政策財務部財産管理課財産活用担当とします。

※ イ、ウ及びエについては、いずれも申込日において発行後3月以内の原本に限ることとします。

※ 複数物件について申し込む場合は、ア、オ及びカについては物件ごとに1部提出することとします。したがって、イ、ウ及びエについては、1部で差し支えありません。

※ 代理人を選任する場合は、受任者（代理人）及び委任者（申込者）のイ及びウを提出することとします。

※ 共同入札する場合は、共同入札者全員のイ、ウ及びエを提出してください。

※ 一度提出した書類については、理由にかかわらず一切返却できません。

(4) 入札保証金の納付

入札参加申込者は、4の入札保証金の額の欄に掲げる金額を本市が指定する金融機関の口座に納付してください。

※口座番号等については、入札参加仮申込手続の後、あらかじめ売却システムに登録されたメールアドレス（以下「登録アドレス」といいます。）に電子メールでお知らせします。

※ 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続を経て、申込書にて指定された口座に振込みにより返還します。ただし、落札者については、契約保証金へ充当します。

※ 入札保証金に納入から返還までの期間に係る利息は付しません。

4 予定価格（最低入札価格）及び入札保証金の額

物件番号 (区分番号)	所在及び地番	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金の額
1	津市垂水字上屋敷 1203 番	42,137,800 円	4,213,780 円
	津市垂水字上屋敷 1203 番 1		
2	津市雲出伊倉津町字二十二割 1473 番 3	15,599,100 円	1,559,910 円
3	津市白山町中ノ村字くぐりや 298 番 3	2,921,000 円	292,100 円
4	津市白山町南家城字浦ノ田 763 番 7	840,100 円	84,010 円

5 入札及び開札

(1) 入札期間

令和4年2月22日（火）午後1時から同年3月1日（火）午後1時まで

(2) 開札

令和4年3月1日（火）午後1時以降に行います。

(3) 入札方法

売却システムで入札価格を登録（一度のみ可能）してください。なお、入札価格の登録は、予定価格（最低入札価格）以上の額で行わなければなりません。

(4) 入札をなかったものとする取扱

2の入札参加の資格を満たさない者が行った入札について、当該入札を取り消し、当該入札がなかったものとして取り扱うことがあります。

(5) 入札の中止等

不正な行為により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断される場合又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止することがあります。

6 落札者の決定

(1) 売却システムでの入札において、本市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、売却システムにおける自動抽選で落札者を決定します。

(3) 落札者には、登録アドレスに落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

(4) 入札参加の資格を満たさない者が落札した場合又は入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、物件の所有権は落札者に移転しません。

7 契約

(1) 契約の締結

落札者決定後、落札者は本市と契約を締結します。

(2) 提出書類

次に掲げる書類を令和4年3月18日（金）午後5時15分までに本市に提出してください。

ア 公有財産売買契約書

本市から2部送付しますので、2部ともに記名・押印を行い、1部のみに収入印紙を貼り付けた上で、2部とも提出してください。本市による記名・押印後、1部を落札者へ返送します。契約は、本市が、落札者より返送された契約書に記名・押印したときに確定します。

イ 契約保証金充当依頼書兼売買代金充当依頼書

- ウ 市町村が発行する身分証明書（法人の場合は不要）
 - エ 所有権移転登記嘱託請求書
 - オ 登録免許税法（昭和42年法律第35号）に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書
- ※ 登録免許税額は次のとおりです。

物件番号 (区分番号)	所在及び地番	登録免許税額 (土地及び建物)
1	津市垂水字上屋敷 1203 番	577,400 円
	津市垂水字上屋敷 1203 番 1	
2	津市雲出伊倉津町字二十二割 1473 番 3	197,200 円
3	津市白山町中ノ村字くぐりや 298 番 3	39,200 円
4	津市白山町南家城字浦ノ田 763 番 7	7,100 円

※ 提出書類のうちイ及びエについては、津市ホームページから印刷できます。

8 契約保証金

- (1) 落札者から提出された契約保証金充当依頼書兼売買代金充当依頼書に基づき、入札保証金の全額を契約保証金に充当し、その後、契約保証金の全額を売買代金に充当します。
- (2) 落札者が売買代金を支払期日までに納入しないなどの理由により、契約を締結しない場合は、契約保証金は本市に帰属します。

9 契約に付す条件

落札者に対しては、契約において次の条件を付します。

(1) 用途制限及び買戻し

購入者が、物件を次に掲げる用途に供した場合は、本市は当該物件を買戻しすることがあります。

この場合、利息を付さずに契約金額で買戻しするものとします。

- ア 反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点
- イ 無差別大量殺人行為に係る用途
- ウ 風俗営業等

(2) 契約不適合責任の特約

購入者が、契約締結後及び所有権移転後において、物件に係る 1 (3) に関

する事項及び当該事項以外の次に掲げる品質上の問題を発見しても、購入者は、本市に対し、追完、代金減額、契約の解除並びに損害賠償を請求し、又は契約を取り消すことができません。

ア 土壌汚染、地中埋設物及び産業廃棄物の存在

イ 設備におけるP C Bの含有

ウ 土地の陥没

エ その他品質上の問題

(3) 定着物撤去等の行為

本市は、物件が、建物、工作物、構築物、残置物、立木、擁壁等その他土地の定着物及び地中埋設物の撤去並びに物件の造成及び整地を必要とする場合であっても、当該行為に係る費用の一切を負担しません。

なお、購入者が当該行為を行おうとするとき（購入者が当該行為につき第三者をして行おうとするときを含みます。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の法令に基づき適切に撤去を行わなければならないものとします。

(4) 紛争の解決

土地境界の疑義、第三者の占有その他の原因により物件に紛争が生じたときのほか、第三者から異議の申立てなどがあつたときは、購入者の責任において処理するものとします。

(5) 法令の遵守

購入者は、建築基準法、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、三重県建築基準条例（昭和46年三重県条例第35号）その他の法令及びこれらの法令に基づく指導等に基づき、適切に物件を使用するものとします。

また、物件の引渡し後購入者が敷地への進入路又は敷地の出入口を確保する目的その他の目的で敷地及び敷地周辺を加工しようとする場合、購入者が関係機関と協議の上、建築基準法、都市計画法、道路法その他の関係法令に従い購入者の負担により行うものとします。

(6) 本市の契約解除権

本市は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、購入者に催告をせず、直ちに契約を解除することができることとします。

ア 購入者又は購入者の役員等が反社会的勢力であると認められたとき。

イ 購入者の経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認め

られるとき。

ウ 購入者又は購入者の役員等が、反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。

エ 購入者又は購入者の役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 購入者又は購入者の役員等が、反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 購入者の死亡又は消滅により、契約に基づく権利を承継する者がいないとき。

キ 購入者が、差押え、仮差押え、仮処分、競売、保全処分、滞納処分その他これらに類する手続の申立てを受けたとき。

ク 購入者が、破産、民事再生等の申立てを受け、又は申立てをしたとき。

ケ 購入者が、契約に定める義務を履行しないとき又は購入者が契約に違反する行為を行ったとき。

コ 購入者が、売買代金その他の購入者が本市に対し支払うべき債務の履行を怠り、本市が期限を付して督促をしたにもかかわらず、当該期限までにこれを履行しないとき。

サ その他購入者が重大な背信行為を行ったとき。

(7) 購入者は、(6)による契約の解除により損害を受けた場合においても、本市に対してその補償を請求できません。

(8) 購入者は、(6)により、本市が契約を解除したときは、購入者の負担で物件を原状に復して本市の指定する期日までに返還しなければなりません。

(9) 危険負担の特約

購入者は、契約締結から物件の引渡しまでの間において、物件が本市の責めに帰することのできない事由により物件が滅失又はき損した場合には、売買代金の支払いを拒絶し、又は契約の解除を行うことができません。

(10) 損害賠償

購入者は、契約に定める義務を履行しないことで本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

(11) 費用の負担

契約に関する諸費用は、全て購入者が負担するものとします。

(12) 実地調査等

本市は、その必要があると認めるときは、物件に関し実地に調査し、又は購入者に報告若しくは資料の提出を求めることができ、購入者は、正当な理由なく当該調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は必要な報告若しくは資料の提出を怠ってはならないものとします。

(13) その他契約に付す条件

本市が必要と認める場合、物件に応じて、本市の関係部局、自治会等との調整、協議等を行うことを契約に付します。

10 売買代金の支払期限及び支払方法

売買代金（売買代金から契約保証金を差し引いた残額）は、令和4年3月23日（水）午後5時15分までに、次の各号に掲げる方法のうちいずれかの方法により本市へ納付しなければなりません。

- (1) 本市が用意する納付書による本市が指定する金融機関窓口からの納付
- (2) 本市が指定する金融機関の口座への振込みによる納付
- (3) 現金の直接持参（持参したその日に納入手続を行いますので、開庁日の午後1時まで、津市政策財務部財産管理課へ持参してください。）

11 所有権の移転・引渡し

- (1) 売買代金の全額納付があった時に所有権が移転するものとし、移転完了後に物件を引き渡すものとします。
- (2) 物件の所有権の移転登記は本市が行います。なお、所有権の移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。

12 契約に関する諸費用

次の各号に掲げる契約に関する諸費用は、全て落札者の負担となります。

- (1) 印紙税（印紙税法（昭和42年法律第23号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づき、印紙税に相当する金額の収入印紙を契約書に貼り付けてください。）
- (2) 物件引渡しに要する費用
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等
- (4) 所有権移転後の公租公課
- (5) 物件引渡し後に必要となる費用
- (6) その他契約に要する費用

13 その他入札参加申込みに当たっての留意事項

入札参加者は、本公告の内容全てについて十分に理解し、了承しているも

のとします。入札に参加しようとする方は、1 から 12 までの事項のほか次の各号に掲げる事項について了承の上で申込みを行ってください。

- (1) この公告のほか、入札に必要な事項については、入札期間の終期まで売却システム及び津市ホームページで示します。
- (2) 入札参加申込みに当たっては、1 の物件に関する事項を確認するほか、入札参加者において公簿等の閲覧により十分に調査を行い、必ず現地を事前に確認してください。
- (3) 物件において建物の建築、建替え、用途変更等が可能かどうかについては、関係機関の指導等がなされる場合がありますので、入札参加者においてあらかじめ関係機関に確認しておいてください。
- (4) 購入後敷地への進入路又は敷地の出入口を確保するため敷地及び敷地周辺を加工する場合、購入者が関係機関と協議の上、建築基準法、都市計画法、道路法その他の関係法令に従い、購入者の負担により行ってください。
- (5) 落札後の契約及び所有権移転登記は、申込書に記載された申込者及び共同入札等申出書に記載された共有者の名義で行います。
- (6) 共有する目的で申込みをする場合、共同入札者全員が入札参加の資格を有する必要があります。
- (7) 入札参加申込物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができます。
- (8) 申込関係書類の提出は、郵送（書留等記録が残る方法で送付してください。）又は直接持参にて行ってください。電話（ファクスを含みます。）等による申込みの受付は行いません。
- (9) 物件に係る現地説明会等は開催しません。なお、物件の敷地等を随時見ていただくことは可能です。
- (10) 入札参加申込みを行った者の氏名（名称）、入札価格等入札に関する結果を公表することがあります。

問い合わせ先

津市政策財務部財産管理課財産活用担当

電話番号 059-229-3126

津市公告第7号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

令和4年1月28日

津市長 前 葉 泰 幸

1 犬の特徴

捕獲した場所	種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
一志町大仰	雑種	薄茶 短毛	メス	中	91日 以上	首輪なし

2 抑留日 令和4年1月25日

3 抑留期間 令和4年2月2日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号059-229-3282

三重県津保健所衛生指導課

電話番号059-223-5112

津市公告第8号

次のとおり一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和4年1月31日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

市有財産の貸付け（芸濃町北神山字谷奥地内）に係る
一般競争入札実施要領

1 実施目的及び概要

市有財産の有効活用及び歳入確保のため、適切に維持管理を行うことを条件として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号及び津市財産に関する条例（平成18年津市条例第52号）第8条第8号の規定に基づき、市有財産の貸付けを行います。

2 貸付物件

貸付物件に係る内容は次のとおりです。

施設名称	所在及び地番	地目	地積	備考
芸濃エコ・ステーション	津市芸濃町北神山 字谷奥 1450 番	宅地	6952.46 m ² のうち 貸付面積 915 m ²	別図のとおり

3 貸付物件に係る事項

貸付物件については、現状での引渡しとなります。現状とは、土地、工作物、構築物、残置物、立木、擁壁等を含め、貸付物件の現在における状況のままを意味します。

4 貸付期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 貸付料

貸付料（年額）は、本市の設定する予定価格（年額）以上の額で、かつ、有効な入札による入札金額のうち最高の価格とします。

6 貸付料の納入

貸付料については、毎年4月（令和3年度を除く。）に納入の通知を行いますので、納入通知書に記載された期限までに、当該年度分を全額納付するものとします。

なお、令和3年度については、契約締結日から令和4年3月31日までの日割計算した額を納入通知書に記載された期限までに全額納入するものとします。

7 経費の負担

印紙税等契約締結の手続き及び事業実施に係る一切の費用については借受

者の負担とします。

8 契約に付す条件

借受者に対しては、契約において次の条件を付します。

(1) 用途制限

借受者が、落札した物件を次に掲げる用途に供してはなりません。

ア 建物所有を目的とする用途

イ 暴力団の事務所の用途

ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第4条第1項に規定する無差別大量殺人行為に係る用途

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業に係る用途

オ 政治的用途及び宗教的用途

カ 地域住民等の生活を著しく脅かす事業及び活動の用途

キ その他、津市が適さないと判断した事業又は活動の用途

(2) 契約の解除

津市は、借受者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除する場合があります。この場合、津市は借受者からの請求により、既払貸付料のうち明渡しのあった日の翌日から既払貸付料に係る貸借期間の末日までの期間の貸付料に相当する額を利息を付さずに還付するものとします。

ア 前号に定める用途制限に反し使用したとき。

イ 借受者又は借受者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が反社会的勢力であると認められるとき。

ウ 借受者の経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき。

エ 借受者又は借受者の役員等が、反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。

オ 借受者又は借受者の役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与し

ていると認められるとき。

カ 借受者又は借受者の役員等が、反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 借受者の死亡又は消滅により、本契約に基づく賃借権を承継する者がいないとき。

ク 借受者が、差押え、仮差押え、仮処分、競売、保全処分、滞納処分その他これらに類する手続の申立てを受けたとき。

ケ 借受者が、破産、民事再生等の申立てを受け、又は申立てをしたとき。

コ 借受者が、契約に定める義務を履行しないとき、又は借受者が契約に違反する行為を行ったとき。

サ 借受者が、貸付料その他の借受者が津市に対し支払うべき債務の履行を怠り、津市が期限を付して督促をしたにもかかわらず、当該期限までにこれを履行しないとき。

シ 借受者が、契約において定める禁止又は制限される行為の規定に違反し、又は津市がその是正を求めた期日までに是正に応じないとき。

ス 国、地方公共団体（津市を含む。）その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要とするとき。

セ その他借受者が契約を継続し難い重大な背信行為を行ったとき。

(3) 借受者は、前号の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、津市に対してその補償を請求できません。

(4) 借受者は、第2号の定めにより、津市が契約を解除したときは、借受者の負担で、物件を原状に回復して津市の指定する期日までに返還しなければなりません。ただし、津市が特に認める場合はこの限りではありません。

9 賃貸借契約の締結

貸付けにあたっては、（別紙1）土地賃貸借契約書（案）により契約書3部を作成し、本市、借受者及び次に定める連帯根保証人においてそれぞれ1部ずつ保管することとします。なお、契約等の適正な履行を確保するため、（別紙2）暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書の記載事項を遵守してください。

10 連帯根保証人

(1) 要件

契約にあたっては、民法第450条第1項に定める要件を具備する者を連帯根保証人として立てていただく必要があります。

(2) 書類の提出

連帯根保証人に立てようとする者が前号の要件を満たすことが分かる書類（所得証明書など）を、賃貸借契約締結前に津市に提出してください。

11 落札者の決定の取消し

次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合は、落札者の決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約締結の手續に応じなかった場合
- (2) 借受者が貸付条件若しくは入札参加資格を満たしていないことが判明した場合、又は満たさなくなった場合

12 原状回復

借受者は、契約期間が満了し又は契約が解除された場合は、自己の負担において、速やかに原状回復を行わなければなりません。ただし、本市が原状回復の必要が無いと認めた場合を除きます。

13 借受者の負担において施行しなければならない事項等

貸付けにあたっては、進入口や仕切り柵の設置など（別紙3）借受者の負担において施行しなければならない事項等がありますのでご留意願います。

また、物件を使用するために必要な修繕、敷地の形状変更等については、すべて借受人の負担とし、本市はこれらの修繕等に要する費用の一切を負担しません。

なお、借受人が形状変更等を行う場合、借受人は、本市に市有財産増改築等承認申請書を提出のうえ、承認を得なければなりません。

14 その他注意事項

- (1) 借受者は、本実施要領及び賃貸借契約書の記載内容を遵守しなければなりません。
- (2) 借受者は、この賃借権を第三者に譲渡し又は転貸し若しくは担保に供することはできません。
- (3) 賃貸した敷地を、本市が公用若しくは公共用に供するため必要とするとき又は本実施要領及び契約書の記載内容に違反する行為があるときは、賃貸借契約を解除することがあります。
- (4) 本実施要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、津市財産に関する条例、津市契約規則等その他の関連法令に定めるところにより処理します。

【問い合わせ先】

津市芸濃総合支所地域振興課

産業振興・環境担当

電話番号 059-266-2516

FAX 059-266-2522

津市公告第9号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和4年1月31日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名 津市モーターボート競走場内自動販売機設置場所の貸付け

(2) 貸付けの概要

ボートレース津に来訪する者の利便を向上させるため、飲料の自動販売機（以下「自動販売機」といいます。）を設置し、適切に維持管理を行うことを条件に公共施設の一部について有償による貸付け（以下「賃貸借」といいます。）を行います。

(3) 設置先、販売物及び賃貸借期間

設置先、販売物及び賃貸借期間については次のとおりです。

施設名称	設置台数	屋内屋外の別	販売物	賃貸借期間
ボートレース津スタンド棟	1台	屋外	飲料	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) その他貸付けに関する事項

津市モーターボート競走場内自動販売機設置場所の貸付けに係る実施要領（以下「実施要領」といいます。）で定めるとおりとします。

2 入札に必要な事項を示す場所及び日時

入札の心得、契約条項その他の入札に必要な事項（入札に係る所定の様式を含みます。）については、公告の日から入札の日までの間、津市ホームページへの登載及び津市ボートレース事業部事務所棟2階経営管理課経営管理担当での資料配布により示します。

3 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和4年3月7日（月）午前11時 即時開札

(2) 場所 津市藤方637番地 津市ボートレース事業部事務所棟1階会議室

4 入札保証金等

(1) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除とします。

(2) 保証人

免除とします。

5 入札参加者に必要な要件

入札参加者に必要な要件は、次のとおりとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各項の規

定により入札に参加できない者でないこと。

- (2) 津市競争入札参加資格に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び市町村税を滞納していないこと。
- (4) 過去に本市との契約条件に違反し、又は違反行為に関与したことがないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）第19条各項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）第475条の規定に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定に基づく整理開始の申立て若しくは同条第2項の規定に基づく整理開始の通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者のうち再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。
- (6) 次に掲げるいずれの事項にも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - イ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいいます。）である法人
 - ウ 暴力団員がその経営に実質的に関与している法人
 - エ 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用して

いる者

- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定に基づく処分を受けている、若しくは過去に受けたことがある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員でないこと。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (9) 過去3年以内に飲料の自動販売機の設置及び維持管理の実績を有すること。
- (10) 飲料の販売にあたって法令に基づく許認可等を要する場合にあっては、当該許認可等を受けていること。

6 入札に参加できる者

入札に参加できる者は、入札参加資格審査結果通知書により、入札参加者に必要な要件を満たすことについて通知を受けた者とします。

7 予定価格

設置先の予定価格は、次のとおりとします。

施設名称	予定価格（年額）
ボートレース津スタンド棟	1,414円

8 入札の無効に関する事項

入札が次の各号のいずれかに該当する場合、その入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札書に記載した金額その他の記載内容が不明確な入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 入札書に記名押印しないで行った入札
- (5) 封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なっている入札
- (6) 同一事項に対して2通以上行った入札
- (7) 入札者確認票を提出しない入札代理人が行った入札
- (8) 入札者又はその代理人が他の入札者の代理人として行った入札
- (9) 意思表示が民法上無効とされる入札
- (10) 予定価格に満たない入札価格で行った入札
- (11) 入札に際して連合等の不正行為があった入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札書の記載等、特に指定した事項に違反

して行った入札

9 入札方法及び決定方法

(1) 当日持参するもの

ア 入札者確認票（本市が指定する様式のものに限ります。）

入札は代理人に行わせることができますが、入札者確認票に記載のない代理人が行った場合は無効となります。

イ 入札書（本市が指定する様式のものに限ります。）

あらかじめ記入・押印及び封入の上、持参ください。

(2) 入札書の投函

入札参加者は、入札書に必要な事項を記入し、記名・押印の上、封入し、入札箱に投函することとします。なお、入札書の投函は1回とし、再度の投函はできません。

(3) 入札金額の表示

入札書に記載する金額（入札金額）は、設置先において自動販売機を設置する目的で、公共施設の敷地の一部を賃貸借する賃料（年額）を記入することとします。

(4) 入札書の書換え等の禁止

入札参加者は、入札箱に投函後の入札書の内容の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(5) 開札

開札は、入札書の投函締切り後、直ちに行います。締切りまでに入札書の投函をしなかった場合は棄権とみなします。

(6) 入札の中止

不正な入札が行われる恐れがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止又は入札日を延期することがあります。

(7) 設置事業者の決定

落札者は、有効な入札による入札金額のうち最高の価格（以下「最高入札金額」といいます。）をもって入札を行った1者とします。

(8) くじによる設置事業者の決定

最高入札金額で入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじにより設置事業者を決定します。ただし、当該入札参加者のうち、くじを引かない者がある場合は、失格とします。

(9) 入札結果の公表

入札結果について、公表する場合があります。

(10) その他入札に係る事項

津市条件付一般競争入札参加者心得で定めるとおりとします。

10 契約の締結

落札者は、賃貸借期間の始期までに本市と公共施設の一部の賃貸借に係る契約を締結します。

なお、印紙税等契約締結の手續に係る費用については設置事業者の負担とします。

11 入札参加に係る手續

入札に参加しようとする者は、参加申込期間内に津市条件付一般競争入札参加申込書（本市が指定する様式のものに限ります。以下「入札参加申込書」といいます。）及び添付書類を提出することとします。

(1) 参加申込期間

令和4年2月16日（水）から2月25日（金）まで（公休日を除く午前9時00分から午後5時00分までの間に限ります。）

(2) 添付書類

入札参加申込書には、次に掲げる書類を添付して提出することとします。

ア 誓約書（本市が指定する様式のものに限ります。）

イ 印鑑証明書（個人にあつては、印鑑登録証明書）

ウ 商業登記簿謄本（個人にあつては、住民票、営業届証明書及び身分証明書（市町村が発行するものに限ります。））

エ 法人税、消費税及び地方消費税について未納税額のないことの証明書（個人にあつては、申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税について未納税額のないことの証明書）

オ 市町村税について未納税額のないことの証明書（完納証明書）

カ 事業者の概要書（事業に関する事項（法人にあつては、事業概要、設
立年月日、資本金、従業員数等、個人にあつては、事業概要、創業年月
日、従業員数等とします。）を記載した事業者の概要が確認できる書類）

キ 実績報告書（本市が指定する様式のものに限ります。）

ク 設置する自動販売機及び回収ボックスのカタログ（実施要領に掲げる
自動販売機の仕様の各号に適合していることがわかるものとします。）

ケ 販売品目一覧表（本市が指定する様式のものに限ります。また、設置

先ごとに提出することとします。)

コ 飲料の販売にあたって法令に基づく許認可等を要する場合にあっては、当該許認可等を証する書類

※ 入札に参加しようとする者が津市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている場合、イ、ウ、エ、オ及びカに掲げる書類を添付する必要はありません。

※ 提出書類のうちイ、ウ、エ及びオについては、いずれも申込日において発行後3月以内のもの(コピー不可)に限ります。

(3) 提出方法

津市ボートレース事業部事務所棟2階経営管理課経営管理担当に直接持参することとします。

12 実施要領に係る質問及び質問に対する回答

(1) 質問方法

実施要領に関する質問書(本市が指定する様式のものに限ります。)を津市ボートレース事業部事務所棟2階経営管理課経営管理担当に提出する又はファクスにより提出することとします。

(2) 提出期限

令和4年2月10日(木)午後3時00分

(3) 回答方法

質問に対する回答については、令和4年2月16日(水)から入札の日までの間、回答内容を津市ホームページで公開すること及び津市ボートレース事業部事務所棟2階経営管理課経営管理担当において回答書を配布することにより行います。

13 公休日について

公休日は2月5日(土)～6日(日)、14日(月)～15日(火)、23日(水)、3月2日(水)～3日(木)になります。

【問い合わせ先】

ボートレース事業部経営管理課
経営管理担当

電話番号 059-224-5105

ファクス 059-222-8210

津市上下水道事業公告第2号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年1月17日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年1月17日	工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和3年度下工維第6号 白山町二本木地内流量調整槽整備工事			
工 事 場 所	津市 白山町二本木 地内			
工 事 概 要	本体築造工 一式 マンホールポンプ設置 一式			
工 期	契約締結の日から 令和4年6月30日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】B・A2・A1
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(津市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和4年1月31日 まで		
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和4年1月31日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和4年1月20日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和4年1月26日 ホームページにて回答		
	提出先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和4年1月31日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年2月3日 午前9時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	23,311,000 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p>			

津市旧学校施設の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年1月20日

津市教育委員会教育長 森 昌彦

津市教育委員会規則第1号

津市旧学校施設の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則
津市旧学校施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市教育委員会規則第35号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

津市教育委員会告示第1号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和4年1月21日

津市教育委員会教育長 森 昌彦

- 1 招集の日時
令和4年1月28日（金） 午後3時から
- 2 招集の場所
津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室
- 3 会議の事件
財産の交換について

津市選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、任期満了による津市議会議員選挙の一般選挙を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

令和4年1月16日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

選挙期日 令和4年1月23日

津市選挙管理委員会告示第13号

令和4年1月23日執行の津市議会議員選挙における期日前投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項による読み替え後の第41条第1項の規定により告示する。

令和4年1月16日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

期日前投票所名	期日前投票所を設ける期間	期日前投票所の場所	投票できる選挙人が掲載されている選挙人名簿の投票区
第1期日前投票所	令和4年1月17日から同月21日まで	津市本庁舎8階 大会議室B	第1～第120 投票区
第2期日前投票所	令和4年1月17日から同月22日まで	津市河芸庁舎1 階 防災研修室	第1～第120 投票区
第3期日前投票所	令和4年1月17日から同月22日まで	津市芸濃庁舎2 階 中会議室3 ・4	第1～第120 投票区
第4期日前投票所	令和4年1月17日から同月22日まで	津市美里庁舎1 階 会議室	第1～第120 投票区
第5期日前投票所	令和4年1月17日から同月22日まで	津市安濃庁舎2 階 会議室2・ 3	第1～第120 投票区
第6期日前投票所	令和4年1月17日から同月22日まで	津市久居庁舎1 階 1A会議室	第1～第120 投票区
第7期日前投票所	令和4年1月17日から同月22日まで	津市香良洲公民 館1階 住民活 動室	第1～第120 投票区
第8期日前投票所	令和4年1月17日から同月22日まで	津市一志庁舎1 階 住民活動室	第1～第120 投票区

第9期日前投票所	令和4年1月17日 から同月22日まで	津市白山庁舎2 階 203会議 室	第1～第120 投票区
第10期日前投票 所	令和4年1月17日 から同月22日まで	津市美杉総合文 化センター1階 会議室1・2	第1～第120 投票区
第11期日前投票 所	令和4年1月19日 から同月22日まで	イオンモール津 南3階 イオン ホール	第1～第120 投票区
第12期日前投票 所	令和4年1月22日	津市本庁舎1階 ロビー	第1～第120 投票区

津市選挙管理委員会告示第14号

令和4年1月23日執行の津市議会議員選挙における期日前投票所の開閉時間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて適用される同法第40条第1項ただし書の規定により次のとおり定めたので、同法第48条の2第6項の規定により読み替えて適用される同法第40条第2項の規定により告示する。

令和4年1月16日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

期日前投票所名	期日前投票所を開く時間	期日前投票所を閉じる時間
第11期日前投票所	午前10時	午後8時

津市選挙管理委員会告示第15号

令和4年1月23日執行の津市議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7による読み替え後の同令第25条の規定により告示する。

令和4年1月16日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

別紙のとおり

第1期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
1月17日	○○○○○○○○○○○○○○○	岡本 祐次	○○○○○○○○○○○○○○○	本多 裕樹
1月18日	○○○○○○○○○○○○○○○	須山 美智子	○○○○○○○○○○○○○	深堀 巧
1月19日	○○○○○○○○○○○○○○○	炭谷 拓治	○○○○○○○○○○○○○○○	片岡 政志
1月20日	○○○○○○○○○○○○○○○	森田 泰紹	○○○○○○○○○○○○○○○	西村 知晃
1月21日	○○○○○○○○○○○○○○○	岡本 祐次	○○○○○○○○○○○○○	深堀 巧

第2期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
1月17日	○○○○○○○○○○○○○○○	河戸 一	○○○○○○○○○○○○○○○	織田 勝弘
1月18日	○○○○○○○○○○○○○○○	鈴木 捷功	○○○○○○○○○○○○○○○	松下 貴史
1月19日	○○○○○○○○○○○○○○○	河戸 一	○○○○○○○○○○○○○○○	山脇 由佳
1月20日	○○○○○○○○○○○○○○○	岡 正久	○○○○○○○○○○○○○	後藤 弘一
1月21日	○○○○○○○○○○○○○○○	吉田 道明	○○○○○○○○○○○○○○○	鈴木 たか子
1月22日	○○○○○○○○○○○○○○○	鈴木 捷功	○○○○○○○○○○○○○○○	辻岡 龍志

第3期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
1月17日	○○○○○○○○○○○○○○○	佐藤 恵子	○○○○○○○○○○○○○○○	堀田 祐治
1月18日	○○○○○○○○○○○○○○○	駒田 勝巳	○○○○○○○○○○○○○○○	長谷川 浩
1月19日	○○○○○○○○○○○○○○○	山川 洋子	○○○○○○○○○○○○○○○	吉川 雅徳
1月20日	○○○○○○○○○○○○○○○	藤谷 弘一	○○○○○○○○○○○○○○○	小林 久晃
1月21日	○○○○○○○○○○○○○○○	佐藤 恵子	○○○○○○○○○○○○○○○	倉田 真二
1月22日	○○○○○○○○○○○○○○○	山川 洋子	○○○○○○○○○○○○○○○	松谷 弘樹

第4期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
1月17日	○○○○○○○○○○○○○○○	西川 一美	○○○○○○○○○○○○○○○	松本 公伸
1月18日	○○○○○○○○○○○○○○○	辻岡 泰彦	○○○○○○○○○○○○○○○	小黒 誠二
1月19日	○○○○○○○○○○○○○○○	杉本 孝夫	○○○○○○○○○○○○○○○	丹羽 敬二
1月20日	○○○○○○○○○○○○○○○	中西 正博	○○○○○○○○○○○○○○○	森 和佳子
1月21日	○○○○○○○○○○○○○○○	児玉 吉孝	○○○○○○○○○○○○○○○	別所 英幸
1月22日	○○○○○○○○○○○○○○○	稲垣 法重	○○○○○○○○○○○○○○○	前川 秀樹

第5期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
1月17日	○○○○○○○○○○○○○○○	横田 明人	○○○○○○○○○○○○○○○	加藤 晋也
1月18日	○○○○○○○○○○○○○○○	中山 千秋	○○○○○○○○○○○○○○○	土井 たまき
1月19日	○○○○○○○○○○○○○○○	平松 和直	○○○○○○○○○○○○○○○	紀平 浩司
1月20日	○○○○○○○○○○○○○○○	濱田 昌宏	○○○○○○○○○○○○○○○	谷口 竜二郎
1月21日	○○○○○○○○○○○○○○○	佐南 弘雄	○○○○○○○○○○○○○○○	横山 至伸
1月22日	○○○○○○○○○○○○○○○	横田 明人	○○○○○○○○○○○○○○○	紀平 久樹

第6期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
1月17日	○○○○○○○○○○○○○○○	森本 勇	○○○○○○○○○○○○○○○	山口 隆司
1月18日	○○○○○○○○○○○○○○○	山出 正己	○○○○○○○○○○○○○○○	臼井 智紀
1月19日	○○○○○○○○○○○○○○○	上野 豊	○○○○○○○○○○○○○○○	前田 裕久
1月20日	○○○○○○○○○○○○○	青木 好巳	○○○○○○○○○○○○○○○	大西 康裕
1月21日	○○○○○○○○○○○○○○○	藤田 順子	○○○○○○○○○○○○○○○	三輪 雅之
1月22日	○○○○○○○○○○○○○○○	山川 和雄	○○○○○○○○○○○○○○○	宮本 達也

第7期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
1月17日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	太田 正之	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	木佐貫 徹
1月18日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	前田 惠津子	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	黒川 凌平
1月19日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	小津 守	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	葛井 ひとみ
1月20日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	後藤 千春	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	黒川 凌平
1月21日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	奥田 卓良	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	濱村 章史
1月22日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	奥田 満	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	館 伸明

第8期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
1月17日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	田中 久志	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	伊藤 純子
1月18日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	後藤 佳基	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	奥山 英樹
1月19日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	田端 稔	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	橋爪 秀典
1月20日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	松井 博保	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	中村 京文
1月21日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	後藤 佳基	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	佐野 栄志
1月22日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	田中 久志	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	杉谷 義之

第9期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
1月17日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	中西 毅	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	宮田 裕幸
1月18日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	脇田 智加子	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	長谷川 真里
1月19日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	小林 哉也	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	山根 美保
1月20日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	服部 洋子	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	瀬田 義久
1月21日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	橋本 忍	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	藤田 行正
1月22日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	服部 洋子	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	中西 智徳

第10期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
1月17日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	澤 栄理子	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	東山 準也
1月18日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	中林 則孝	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	磯田 秀和
1月19日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	岸野 隆夫	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	向田 早永
1月20日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	横谷 周	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	佐野 千奈
1月21日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	大西 順子	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	芝山 由佳子
1月22日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	海住 克己	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	松本 巧也

第11期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
1月19日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	渡邊 昇	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	岡野 徳之
1月20日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	渡邊 昇	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	柴田 智彦
1月21日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	渡邊 昇	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	豊田 法生
1月22日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	渡邊 昇	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	小熊 信行

第12期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
1月22日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	木下 一大	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	田中 悠介

津市選挙管理委員会告示第16号

令和4年1月23日執行の津市議会議員選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

令和4年1月16日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

- 1 場 所 津市安濃中央総合公園内体育館
- 2 日 時 令和4年1月23日 午後9時30分から

津市選挙管理委員会告示第17号

令和4年1月23日執行の津市議会議員選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により開票の事務を選挙会の事務に併せて行うこととするので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年1月16日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

津市選挙管理委員会告示第18号

令和4年1月23日執行の津市議会議員選挙における候補者一人の選挙運動に関する支出金額の制限額を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条の規定により次のとおり定めたので、同法第196条の規定により告示する。

令和4年1月16日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

支出金額の制限額 5,543,100円

津市選挙管理委員会告示第19号

令和4年1月23日執行の津市議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

令和4年1月18日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

第7期日前投票所

職務を行うべき日	解任する者		新たに選任する者	
	住所	氏名	住所	氏名
1月19日	〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇	小津 守	〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇	奥田 卓良

津市選挙管理委員会告示第20号

令和4年1月23日執行の津市議会議員選挙における投票管理者を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

令和4年1月20日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

投票区	解任する者		新たに選任する者	
	住所	氏名	住所	氏名
第32投票区	〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇	山口 尚利	〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇	家田 友紀

津市選挙管理委員会告示第21号

令和4年1月23日執行の津市議会議員選挙における投票管理者を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

令和4年1月22日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

投票区	解任する者		新たに選任する者	
	住所	氏名	住所	氏名
第13投票区	〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇	谷本 有司	〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇	松井 誠

津市選挙管理委員会告示第22号

令和4年1月23日執行の津市議会議員選挙における投票管理者の職務を代理すべき者を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

令和4年1月22日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

投票区	解任する者		新たに選任する者	
	住所	氏名	住所	氏名
第93投票区	〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇	藤川 知樹	〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇	南部 幸子

津市選挙管理委員会告示第23号

令和4年1月23日執行の津市議会議員選挙において、次の者が当選人となったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の3第2項の規定により告示する。

令和4年1月24日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

別紙のとおり

住所	氏名
三重県津市一身田町671番地	村主 英明
三重県津市久居万町807番地	石川 禎紀
三重県津市美里町平木779番地	田中 千福
三重県津市大門6番19号	岩脇 圭一
三重県津市香良洲町3685番地6	吉田 博康
三重県津市美杉町川上1412番地	倉田 寛次
三重県津市南が丘四丁目24番地13	田中 勝博
三重県津市一身田平野618番地4	小島 晴美
三重県津市一身田町370番地5	堀口 順也
三重県津市船頭町津興3440番地14	坂井田 茂
三重県津市豊が丘一丁目20番5号	安積 むつみ
三重県津市久居新町1064番地3	八太 正年
三重県津市久居持川町2277番地1	辻 美津子
三重県津市河辺町3563番地7	中野 裕子
三重県津市河芸町上野1168番地91	福田 慶一
三重県津市柳山津興339番地3	柏木 はるみ
三重県津市木造町2509番地4	川口 和雄
三重県津市芸濃町小野平356番地1	吉川 一正
三重県津市神納51番地2	山路 小百合
三重県津市神戸144番地12	青山 昇武
三重県津市大里窪田町2251番地	伊藤 康雄
三重県津市香良洲町6229番地2	伊藤 哲也
三重県津市白山町二本木1001番地637	保田 勝平
三重県津市半田403番地3	岡村 武
三重県津市一志町日置347番地	渡邊 晃一
三重県津市半田765番地23	田矢 修介
三重県津市半田126番地	佐藤 知子
三重県津市桜橋二丁目61番地	小野 欽市
三重県津市白山町南家城1034番地2	藤田 定彦
三重県津市須ヶ瀬町911番地	佐藤 有毅
三重県津市片田新町81番地3	中田 耕平
三重県津市安濃町安部623番地	宇陀 照良
三重県津市白塚町5000番地3	長谷川 植
三重県津市久居野村町874番地28	龍神 啓介

津市農業委員会公告第1号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり土地改良事業参加資格の申出を承認したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第1条の3第3項の規定により、次のとおり公告します。

なお、本申出の関係書類は、津市農業委員会事務局に備えおきます。

令和4年1月19日

津市農業委員会会長 守山孝之

- 1 土地改良事業の実施主体
栄土地改良区
- 2 参加資格の申出者
水野 恵美
愛知県蒲郡市竹島町29番14 ほか32名
- 3 申出にかかる土地
津市河芸町西千里走り下1335番 ほか53筆 48,434㎡

津市議会議員選挙選挙長告示第1号

令和4年1月23日執行の津市議会議員選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和4年1月16日

津市議会議員選挙
選挙長 後藤 久

- 1 くじを行う場所 津市本庁舎8階 大会議室A
- 2 くじを行う日時 令和4年1月20日 午後5時30分

津市議会議員選挙選挙長告示第2号

令和4年1月23日執行の津市議会議員選挙における候補者として次のように届出があったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第11項の規定により告示する。

令和4年1月16日

津市議会議員選挙
選挙長 後藤 久

別紙のとおり

届出 受理 番号	届出年月日	届出 の別	候補者氏名	本籍	住所	年齢	党派	職業	一のウェブサイト等のアドレス
1	令和4年 1月16日	本人 届出	すぐり ひであき 英明	三重県津市	三重県津市一身田町671番地	62	無所属	津市議会議員	http://www.suguri-tsu.jp
2	令和4年 1月16日	本人 届出	いしかわ 石川 よしのり	三重県津市	三重県津市久居万町807番地	50	無所属	有限会社インカワ 代表取締役	https://ishikawa-yoshinori.net
3	令和4年 1月16日	本人 届出	たなか かずよし 田中 千福	三重県津市	三重県津市美里町平木779番地	70	無所属	無職	
4	令和4年 1月16日	本人 届出	いかわき けいいち 圭一	三重県津市	三重県津市大門6番19号	43	立憲民主党	会社役員	http://iwawaki.net
5	令和4年 1月16日	本人 届出	よしだ 吉田 ひろやす	三重県津市	三重県津市香良洲町3685番地6	42	無所属	パナソニック株式 会社社員	https://yoshida-hiroyasu.com/
6	令和4年 1月16日	本人 届出	くらた かんじ 寛次	三重県津市	三重県津市美杉町川上1412番地	73	無所属	市会議員	
7	令和4年 1月16日	本人 届出	やまもと 山本 こうじ	三重県津市	三重県津市桜橋三丁目83番地 アトレ桜橋テラスフォート202号	36	無所属	行政書士	https://kjamamoto-tsu.com
8	令和4年 1月16日	本人 届出	たなか 田中 かつひろ	三重県津市	三重県津市南が丘四丁目24番地13	64	無所属	建設業	
9	令和4年 1月16日	本人 届出	こじま 小島 はるみ	愛知県名古屋	三重県津市一身田平野618番地4	54	公明党	無職	
10	令和4年 1月16日	本人 届出	ほりぐち 堀口 じゅんや	三重県津市	三重県津市一身田町370番地5	53	公明党	市議会議員	https://www.komei.or.jp/km/horijun/
11	令和4年 1月16日	本人 届出	さかいだ しげる 茂	三重県津市	三重県津市船頭町津興3440番地14	68	無所属	津市議会議員	
12	令和4年 1月16日	本人 届出	かやま おさむ	大阪府大阪市	三重県津市美杉町丹生俣1440番地	65	無所属	林業	note.com/osamukayama/
13	令和4年 1月16日	本人 届出	あづみ むつみ	三重県津市	三重県津市豊が丘一丁目20番5号	59	公明党	無職	
14	令和4年 1月16日	本人 届出	はった まさとし 八太 正年	三重県津市	三重県津市久居新町1064番地3	79	自由民主党	会社役員	
15	令和4年 1月16日	本人 届出	やまざきまさゆき 山崎 正行	三重県津市	三重県津市一志町井関193番地	77	無所属	会社員	
16	令和4年 1月16日	本人 届出	つじ 辻 みつ子	三重県津市	三重県津市久居持川町2277番地1	76	無所属	無職	
17	令和4年 1月16日	本人 届出	なかの 中野 ゆう子	三重県亀山市	三重県津市河辺町3563番地7	26	日本共産党	政党職員	
18	令和4年 1月16日	本人 届出	ふくだ 福田 けいいち	三重県津市	三重県津市河芸町上野1168番地91	58	無所属	会社員	
19	令和4年 1月16日	本人 届出	かしわぎ 柏木 はるみ	三重県津市	三重県津市柳山津興339番地3	72	立憲民主党	無職	https://kashiwagi-harumi.com
20	令和4年 1月16日	本人 届出	ほりかわ 堀川 かつよし	三重県津市	三重県津市一志町小山847番地45	66	無所属	会社役員	https://Horikawa-katsuyoshi.com/
21	令和4年 1月16日	本人 届出	たき まさひろ 勝弘	愛知県名古屋	三重県津市栗真町屋町50番地31 メゾンタイガ103	50	日本共産党	政党役員	
22	令和4年 1月16日	本人 届出	かまだ 鎌田 なおあき	三重県津市	三重県津市半田95番地4	56	無所属	無職	

23	令和4年 1月16日	本人 届出	かわぐち 川口 かずお	三重県津市	三重県津市木造町2509番地4	73	無所属	津市議会議員	
24	令和4年 1月16日	本人 届出	よしかわ 吉川 いっせい	三重県津市	三重県津市芸濃町小野平356 番地1	42	無所属	会社役員	
25	令和4年 1月16日	本人 届出	やまじ 山路 さゆり	三重県津市	三重県津市神納51番地2	52	無所属	津市議会議員	HP/sayuri24.info
26	令和4年 1月16日	本人 届出	あおやま 青山 のりたけ	三重県津市	三重県津市神戸144番地12	53	公明党	市議会議員	http://www.komei.or.jp/km/tsu-aoyama-noritake
27	令和4年 1月16日	本人 届出	いとう やすお 康雄	三重県津市	三重県津市大里窪田町2251 番地	67	無所属	会社員	
28	令和4年 1月16日	本人 届出	いとう 伊藤 てつや	三重県津市	三重県津市香良洲町6229番 地2	53	無所属	無職	https://www.facebook.com/profile.php?id=100003566979696
29	令和4年 1月16日	本人 届出	あおき 青木 ひであき	三重県津市	三重県津市島崎町72番地 サ ンマンションアトレ津島崎304号 室	54	無所属	会社員	
30	令和4年 1月16日	本人 届出	ふじた 藤田 よしあき	三重県津市	三重県津市高茶屋小森町205 4番地2	47	無所属	自営業	https://f-nyan.wixsite.com/yoshiaki-hujita
31	令和4年 1月16日	本人 届出	たけした 竹下 さちこ	三重県津市	三重県津市緑が丘二丁目12 番地9	67	日本共産党	津市議会議員	https://m.facebook.com/profile.php?id=100014188669010
32	令和4年 1月16日	本人 届出	やすだ しょうへい 勝平	三重県津市	三重県津市白山町二本木100 1番地637	32	無所属	無職	https://yasudashohei.net/
33	令和4年 1月16日	本人 届出	おかむら 岡村 たけし	三重県津市	三重県津市半田403番地3	71	自由民主党	無職	
34	令和4年 1月16日	本人 届出	わたなべ 渡辺 てるかず	三重県津市	三重県津市一志町日置347番 地	75	無所属	農業	
35	令和4年 1月16日	本人 届出	たや 田矢 しゅうすけ	三重県津市	三重県津市半田765番地23	50	無所属	無職	https://www.facebook.com/profile.php?id=100038786199420
36	令和4年 1月16日	本人 届出	さとう チコ	三重県津市	三重県津市半田126番地	51	日本維新の 会	無職	
37	令和4年 1月16日	本人 届出	おの 小野 きんいち	三重県津市	三重県津市桜橋二丁目61番 地	67	自由民主党	仏壇仏具製造販 売業	https://www.facebook.com/mieonokin
38	令和4年 1月16日	本人 届出	ふじた 藤田 さだひこ	三重県津市	三重県津市白山町南家城103 4番地2	54	無所属	無職	
39	令和4年 1月16日	本人 届出	さとう 佐藤 ゆうき	三重県津市	三重県津市須ヶ瀬町911番地	54	無所属	無職	
40	令和4年 1月16日	本人 届出	なかだ 中田 こうへい	三重県津市	三重県津市片田新町81番地3	35	無所属	理学療法士	http://kohei-nakada.jimdforee.com
41	令和4年 1月16日	本人 届出	かつら さんぱつ	三重県津市	三重県津市安濃町安部623番 地	58	立憲民主党	落語家	
42	令和4年 1月16日	本人 届出	はせがわ 長谷川 うえる	三重県津市	三重県津市白塚町5000番地3	62	幸福実現党	精肉業	
43	令和4年 1月16日	本人 届出	りゅうじん 龍神 けいすけ	三重県津市	三重県津市久居野村町874番 地28	34	自由民主党	津市議会議員	http://keisukeryujin.com/